

一般社団法人職業教育研究開発推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人職業教育研究開発推進機構と称する。

2 当法人の英語表記は、Research, Development, Innovation and Promotion Agency for Vocational Education and Training とする。

3 略称は RDIPA-VET とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

(目的)

第3条 当法人の目的は、以下の通りである。

- (1) 高等教育における職業教育水準の向上発展に資すること。
- (2) (1)に関連する教員・指導者等養成のための教育プログラムの開発。
- (3) (1)に関連する教材等の研究・開発を進めること。(シラバス開発・授業案作成等)
- (4) (1)に関連する研究内容・成果等の普及啓発、情報発信を行うこと。
- (5) すべての教育におけるキャリア教育の研究開発、普及啓発を推進すること。
- (6) 職業教育に関する国際協力に寄与すること。
- (7) その他、高等教育における職業教育の研究・開発・推進を行うこと。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) シラバス・コンクール（教員及び指導者等の養成及び能力向上事業）
- (2) 介護福祉に関する従事者養成事業（初任者研修・実務者研修等）
- (3) 教育及び教育方法等の研究開発事業
- (4) 職業体験による「生き抜く力」の養成事業等、職業教育に関する普及・啓発事業
- (5) 国際的な職業教育プログラムの研究開発事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、事業遂行の一端を担うために入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するために、それに必要な経費を払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、故意、過失に問わず、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年5月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び顧問

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上11名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 常任理事は理事会で理事の中から選定する。人数は必要に応じて決めるものとする。

(選任)

第 18 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

3 常任理事は、理事会の委任を受けて担当業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行わなければならない。

(報酬等)

第 23 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(顧問)

第 24 条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び常任理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 事務局

(設置)

第33条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、研究員および所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任命する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第7章 会友、研究員、会員及び賛助会員

(会員)

第34条 当法人が提供するサービスを利用する個人を会員とする。

- 2 会員となる事を希望する者は、当法人のホームページ上で入会登録を行い、初回の会費を納入した時点で、入会を承認される。
- 3 入会金・会費は別途定める。

(客員研究員、および会友)

第34条の2 当法人の研究活動を共に行う者を客員研究員、当法人の趣旨の賛同し諸活動に参加協力する者を会友として登録する。

- 2 客員研究員および会友への登録は、常務理事会が推薦する候補者について、理事会で決定する。

(賛助会員)

第35条 賛助会員は、当法人の趣意に賛同し、その事業を援助する個人、法人又は団体で、所定の賛助会費を納めるものとする。

(入会)

第36条 賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書により申し込みをし、代表理事の承認があったときに会員となる。また、1年度の単位は4月～翌年3月とする。年度途中に入会する場合は、12月までは別に定める入会金・年会費を必要とする。1月以降の場合、初年度は入会金のみとし、年会費は翌年度4月より発生する。

(退会)

第37条 会員、客員研究員、会友並びに賛助会員が登録の解除、退会を希望する場合、書面（データ含む）にて事務局へ意思表示を提示することで、任意に登録の解除、退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

(除名)

第38条 会員、客員研究員、会友並びに賛助会員が、故意、過失に問わず、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は、会員、客員研究員、会友、賛助会員としての義務に反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、理事会の決議により、その客員研究員、会友の登録を削除し、会員並びに賛助会員を除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、基本第三者への、会員、客員研究員、会友・賛助会員の資格の継承はできない。

(守秘義務)

第39条 当法人は、会員、客員研究員、会友、並びに賛助会員の許可を得ずに、その個人情報を公開または使用することはできない。また、会員、客員研究員、会友並びに賛助会員は、当法人の許可を得ずに、会員、客員研究員、会友や賛助会員として知り得た非公開情報を、会員、客員研究員、会友・賛助会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第40条 会員、客員研究員、会友、並びに賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員、客員研究員、会友、並びに会員情報など、当法人へ虚偽の申請をする行為
- (2) 他の会員、客員研究員、会友、並びに会員、第三者若しくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為又はそれらの恐れがある行為
- (3) 事前の許可なく当法人のロゴマークなどをWEBや印刷物などへ転用する行為
- (4) その他、理事会が不適切と判断する行為

(特典利用)

第41条 法人賛助会員は以下の特典を利用することができる。

1 口当たり年2回、「ニュースレター」への広告の掲載ができる。(希望する号での掲載枠状況と掲載号スケジュールを確認の上、データにより入稿をする。尚、掲載位置は基本巻末、広告である旨をページ上部に記載する)

(その他)

第42条 当法人の責に帰さない活動において、会員、客員研究員、会友、並びに賛助会員が他の会員、客員研究員、会友、並びに賛助会員や第三者に対して損害を与えた場合、当法人はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員、客員研究員、会友、並びに賛助会員が本各条項に反した行為、または不正若しくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該、会員、客員研究員、会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

第8章 基金

(基金の拠出)

第43条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 計算

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第46条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出、又は提供しなければならない。

代理人である行政書士宮田昌俊は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和3年10月1日

設立時社員 川延宗之
設立時社員 松田 朗
設立時社員 川延裕之
設立時社員 長田雅子
設立時社員 両角朗子

定款作成代理人

行政書士 宮田昌俊

「所属機関」本原始定款及び設立に関する書類（登記申請書を除く）に関する問い合わせ先
東京都新宿区高田馬場 1-17-18 菱川ビル 2F
国際法務 MKK 宮田行政書士事務所
電話番号：03-6233-7402 FAX：03-6233-7403